障害者自立支援法第五十二条第一項の支給認定を受けたことにより、同法第五十八条第一項の規定により自立支援医療費（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第二号に規定する更生医療に係るものに限る。）の支給を受けることができること。	福島県（双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者
障害者自立支援法第五十二条第一項の支給認定を受けたことにより、同法第五十八条第一項の規定により自立支援医療費（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の支給を受けることができること。	特定被災区域内に居住地を有する者

○農林水産省告示第千六百六十一号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項、地域を単位とした当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年八月三十日　農林水産大臣　鹿野　道彦

特定権利利益の根拠となる法令の条項	対象者	延長後の満了日
一　種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十五条第一項の登録料を納付することにより同法第三条第一項に規定する品種登録の維持を求めることができること。	東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。以下同じ。）に住所を有する者	平成二十四年二月二十九日
二　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二十五条の二第一項（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百六十八号）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により同項に規定する特例老齢農林一時金の支給の請求をすることができること。	東日本大震災に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住所を有する者	平成二十四年二月二十九日

○農林水産省告示第千六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月三十日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市小筑紫町福良字聖谷一一五四の二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月三十日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県室戸市羽根町字冬ノ瀬南段甲三三一八の一、室戸岬町字トヲエ谷一四一の一、一四二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字冬ノ瀬南段甲三三一八の一・字トヲエ谷一四一の一・一四二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月三十日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡奈半利町字大良甲三二一三、甲三二一六の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大良甲三二一三・甲三二一六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び奈半利町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月三十日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡安田町与床字影谷八五九、中ノ川字下谷一一四一、一一四二、字西青木一一八〇、北川村久木字梶尾一〇四六の一（次の図に示す部分に限る。）、字鹿伏一〇四七の七、高岡郡津野町芳生野字槙ノ谷乙五五五一の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備